

新婚生活をスタートするあなたを応援します！

志賀町結婚新生活支援事業

志賀町では、経済的な理由等で結婚に踏み切れない気持ちを後押しし、町の少子化対策の推進及び若者の定住促進につなげるため、新婚生活のスタートに必要な住居に係る費用や引越費用を補助します。

<対象者> ①～⑤の条件をすべて満たす夫婦が対象となります

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請時において以下の条件をすべて満たしている場合のみ補助を受けることができます。

- ① 居住地が志賀町内にあり、夫婦ともに当該居住地に住民登録を有していること
- ② 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ③ 夫婦の合計所得額が400万円未満（前年の所得額の合計をいう）
※結婚に伴う離職で、申請時に無職の場合は所得なしとして算定します。
※貸与型奨学金を返済している場合は、合計所得額から年間返済額を控除できます。
- ④ 夫婦ともに町税等の滞納がないこと
- ⑤ 公的制度による住居費補助や、その他の住宅取得に係る補助等を受けていないこと
- ⑥ 夫婦の双方が過去に当該補助を受けたことがないこと
（※令和3年度の当該補助金受給者で、補助上限額に達していない世帯は除く）

<申請受付>

令和4年6月1日（水）から令和5年3月31日（金）

<対象費用>

- ◆住宅取得費用：結婚を機に新たに取得した物件の購入費、工事請負費（新築のみ）
- ◆住宅賃借費用：結婚を機に賃借した住宅の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
- ◆リフォーム費用：結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用
（※倉庫・車庫・外構等に係る工事費用は対象外）
- ◆引越費用：引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費

<補助額>

対象経費の合計額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限に補助

※申請前に裏面のチェックリストをご確認ください

【お問合せ】

志賀町役場 企画財政課ふるさと創生室

〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1 TEL:0767-32-9301

志賀町結婚新生活支援事業費補助金利用チェックリスト

◆令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に婚姻届を提出し受理されましたか。

はい いいえ→申請対象外となります。

◆居住地は志賀町内で、夫婦ともに居住地に住民登録がありますか。

はい いいえ→申請対象外となります。

◆婚姻日時点での年齢が、夫婦ともに39歳以下ですか。

はい いいえ→申請対象外となります。

◆夫婦の世帯の所得額の合計は400万円未満ですか。

はい いいえ→申請対象外となります。

※所得額とは…所得証明書や課税証明書に基づく夫婦の前年の所得額のことです。
(婚姻を機に離職した場合は所得がないものとして算出します。)

◆世帯全員が、税金を完納していますか。

はい いいえ→申請対象外となります。

◆夫婦のどちらも、過去に当該補助を受けたことがないですか。

(※令和3年度受給者を除く)

はい いいえ→申請対象外となります。

◆公的制度による住居費補助やその他の住宅取得に係る補助等を受けていませんか。

はい いいえ→申請対象外となります。

※上記の条件を満たさないものが一つでもある場合は、本補助金の対象となりません。